

〔別紙1〕

特定母樹生産施設整備支援事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日を経過する日）

下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

額の確定通知後、原則、20日以内に補助金を支払います。

○問い合わせ先

【全般】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

電話0857-26-7305 moridukuri@pref.tottori.jp